

教育課程特例校の取組

米原市立息長小学校

1 特別の教育課程の概要

(1) 小学校第3学年から第6学年までに「英語科」を設ける。

(2) 目 標

柔軟な適応力をもつ小学校低学年から、簡単な英語を聞いたり話したり読んだりする活動を通じて、英語に慣れ親しみ、英語や外国の文化に対する興味・感心を深め、学んだことをもとに積極的に英語で話したり、伝えあつたりできるようにする。

(3) 内 容

【知識及び技能】

- ・アルファベットの文字や単語の綴りに関心をもち、フォニックスの基礎を学ぶ。
- ・英語の音声に多く触れ、進んで発音やイントネーションおよびリズムをまねたり声にだしたりする。
- ・日本語と英語の音声や文字等の違いに気づき、それを実際のコミュニケーションの中で生かす。
- ・アルファベットや単語、短文などを書く。

【思考力・判断力・表現力等】

- ・コミュニケーションを行う目的や場面、状況を理解し、そこで必要な英語表現を進んで学び、積極的に使おうとする。
- ・音声で慣れ親しんだ英語をもとに、新しい単語や表現の意味を推測し、その英語を使って自分の考えや気持ちを言葉や文字、表情やジェスチャー等で伝え合う。

【学びに向かう力、人間性】

- ・外国語指導助手の英語やビデオで話される英語に興味をもって聞き、内容を理解しようとして、まねて発話しようとする。
- ・日本語と英語を含めた外国語との違いに関心をもち、言語の多様性やその背景にある文化等に気づくとともに、お互いの言語や文化を尊重しようとする。

2 特例の適用開始および取組の期間

- ・平成29年4月1日 平成30年4月1日変更 令和2年4月1日変更
- ・令和2年4月1日から教育課程の基準によらない部分が、教育課程の基準となるよう学習指導要領が改訂されるまで。

3 特別の教育課程を編成する際の各教科等の授業時数

※特例校として3、4年生で45時間、5、6年生で80時間低度の英語科授業を実施する。

※3～6年生では、総合的な学習の時間のうち、10時間を免じ英語科に充てている。

※1～2年生では、ゆとりの時間を活用して、英語活動を実施している。

※また、毎日の朝学習に週2回（15分）「英語モジュール」の時間を設け、全校で英語に親しむ時間としている。時数的には週2回（15分）×35週=11時間程度となる。